

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行について

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という）とは、生徒が旅客鉄道株式会社（以下「JR各社」という）を利用し、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、運賃が割引（大人普通旅客運賃の2割引）になるものです。

1. 使用目的の範囲

学割証の制度は、学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されていますので、学生なら誰でも無制限に使える制度ではありません。学割証が発行できる旅行目的は、以下のとおりですのでご注意ください。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

2. 使用枚数

学割証1枚で片道の普通乗車券を同時に2枚まで購入できます。学割証の交付を希望する場合は、乗車券購入のために学割証が何枚必要となるのかを事前に確認し、正確な枚数を申請してください。また、学割証が適用されるのは「乗車券」のみで、特急券やグリーン券には適用されませんのでご注意ください。

なお、一人あたりの年間利用枚数に制限はありませんが、学割証の発行は上記1の「使用目的の範囲」に限られますので、決められた範囲内でご使用ください。

3. 使用期限

学割証の有効期間は発行日から3ヶ月です。ただし、3年生の場合で1月以降に発行した学割証の有効期限は3月31日となりますのでご注意ください。

4. 使用対象となる鉄道会社

学割証の制度は、JR各社が自社の利用に関して実施しているものですので、JR各社のみが対象です。JRバスなどJR系列の会社で適用されるのか、及び他の鉄道会社や交通機関等で適用されるのかについては各社の規定によりますので、乗車券購入の前に各社へご確認ください。一部の私鉄やフェリー、バスなどで学割制度を導入している会社がありますが、JRと同じ学割証が必要な場合もあれば、学生証のみで対応してもらえる場合もありますので、必要な書類・手続きについては利用する交通機関でご確認ください。